の書類」を削り、同号ハ中「当該特例農地等が施行令第四十条の七第八項に規定する区域内にある旨及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第六項中「前条第十項」を「第二十三条の七第十一項」に、「同条第十二項」を「同条第十二項第一号」に、「次条第六項」を「第二十三条の八第六項」に改め、同条第八項中「前条第十三項」を「第二十三条の七第十三項」に改め、同条第九項中「前条第十四項」を「第二十三条の七第十四項」に改め、同条第十項中「前条第十五項」を「第二十三条の七第十五項」に、「贈与」を「贈与に」に改め、同条第十一項中「前条第十六項」を「第二十三条の七第十六項」に、「次条第十項」を「第二十三条の八第十項」に改め、同条第十二項中「前条第十七項」を「第二十三条の七第十七項」に改め、同条第十三項中「前条第十八項」を「第二十三条の七第十八項」に改め、同条第十四項中「前条第十九項」を「第二十三条の七第十九項」に、「次条第十三項」を「第二十三条の八第十三項」に改め、同条第十五項中「前条第二十項の」を「第二十三条の七第二十項の」に、「前条第二十項中」を「第二十三条の七第二十項第一号ハ及び第二号ハ中」に、「贈与」を「贈与に」に、「遺贈」を「遺贈に」に改め、同条第十六項中「前条第二十一項の」を「第二十三条の七第二十一項の」に、「前条第二十一項第三号」を「第二十三条の七第二十一項第三号」に改め、同条第十七項中「前条第二十二項の」を「第二十三条の七第二十二項の」に、「前条第二十二項第三号」を「第二十三条の七第二十三項」に改め、同条第十八項中「前条第二十三項」を「第二十三条の七第二十三項」に改め、同条第十九項中「前条第二十四項」を「第二十三条の七第二十四項」に、「第四十条の六第六十一項」を「第四十条の六第六十一項」に改め、同条第二十項中「前条第二十六項」を「第二十三条の七第二十六項」に改め、同条第二十一項中「前条第二十七項」を「第二十三条の七第二十七項」に、「第四十条の六第六十一項第二号」を「第四十条の六第六十一項第二号」に改め、同条第二十三項中「前条第二十八項」を「第二十三条の七第二十八項」に改め、同条第二十四項中「前条第二十九項」を「第二十三条の七第二十九項」に、「次条第十九項」を「第二十三条の八第十九項」に改め、同条第二十五項中「前条第三十項」を「第二十三条の七第三十項」に、「前条第三十一項」を「第二十三条の七第三十一項」に、「第七十条の四第一項」を「第七十条の四の二第一項各号」とあるのは「第七十条の六の二第一項各号」と、「第七十条の四第一項」に、「施行令第四十条の六第四十五項各号」と、「営農困難時貸付農地等」とあるのは「営農困難時貸付特例農地等」を「施行令第四十条の六第四十五項各号」と、「第七十条の四の二第一項第一号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第一号」と、「営農困難時貸付農地等」とあるのは「営農困難時貸付特例農地等」と、「第七十条の四の二第一項第二号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第二号」と、「第七十条の四の二第一項第三号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第三号」と、「当該」に「読み替える」を「「第七十条の四の二第一項第一号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第一号」と、「第七十条の四の二第一項第二号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第二号」と、「第七十条の四の二第一項第三号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第三号」と、「当該」に「読み替える」を「「第七十条の四の二第一項各号」と、「行つた」を「農業相続人」と、「第七十条の四の二第一項各号」とあるのは「第七十条の六の二第一項各号」と、「行つた」に、「特例農地等」と、「当該」を「特例農地等」と、「第七十条の四の二第一項第一号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第一号」と、「第七十条の四の二第一項第二号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第二号」と、「第七十条の四の二第一項第三号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第三号」と、「当該」に「読み替える」を「「第七十条の四の二第一項各号」と、「行つた」を「農業相続人」と、「第七十条の四の二第一項各号」とあるのは「第七十条の六の二第一項各号」と、「行つた」に、「特例農地等」と、「当該」を「特例農地等」と、「第七十条の四の二第一項第一号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第一号」と、「第七十条の四の二第一項第二号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第二号」と、「第七十条の四の二第一項第三号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第三号」と、「当該」に「読み替える」を「「第七十条の四の二第一項各号」とあるのは「第七十条の六